

許しません！違反建築

NPO法人と連携した違反建築対策

《民との協働による都市環境づくり》

建築局では、本日、特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンターと「違反建築物等の情報提供に関する協定」を締結し、また「市街化調整区域の違反調査強化区域のパトロール」を委託し、NPO法人からの的確な情報を得て違反建築物等の早期発見・是正に取り組みます。

1 違反建築物等の情報提供に関する協定

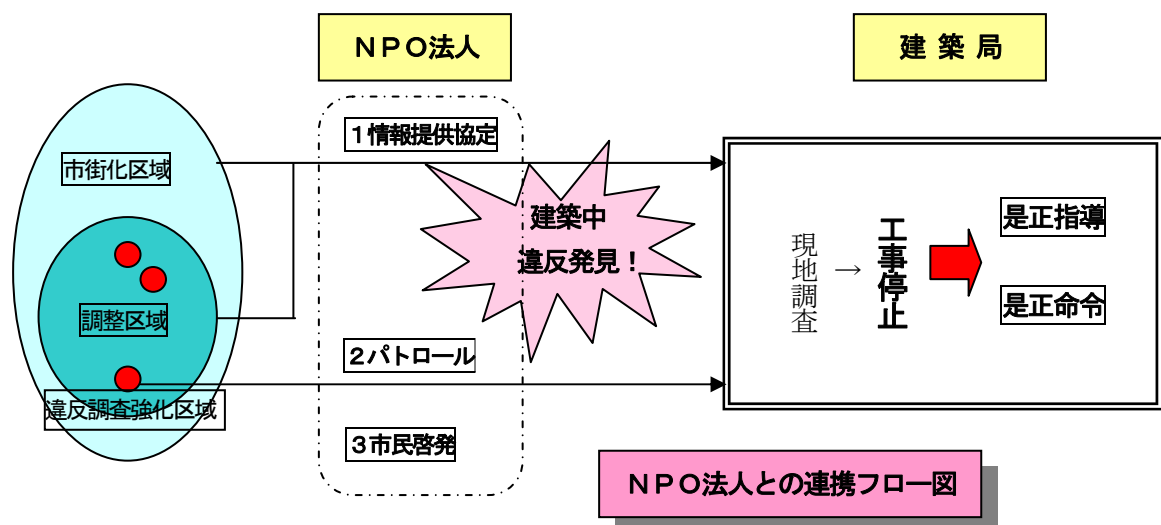
NPO法人の会員が建築基準法、都市計画法及び宅地造成等規制法に違反するおそれのある工事中の建築物等を発見したときに、その情報を提供していただき本市が迅速に現地調査し、違反事実の確認を行い、工事停止命令などの措置を行うとともに是正に向けた指導を行えるよう協定を締結します。

2 市街化調整区域の違反調査強化区域のパトロール

市街化調整区域内の都市計画法違反対策として、*有姿分譲地のなかから過去に違反行為があり、また、現在においてもその恐れがある区域を、「違反調査強化区域」として10箇所（裏面参照）指定し、NPO法人にパトロールを委託することで早期発見・是正に取り組みます。

3 市民啓発セミナーの開催

「違反建築防止週間」で行っている啓発活動に加え、一般市民向けの「家づくりセミナー（仮称）」を開催するなど、市民が違反建築で困らないようNPO法人と協働して啓発活動を実施します。（セミナーの実施時期は調整中）



4 連携による効果

- (1) 建築士を中心としたNPO法人からの的確な情報の提供による違反是正の効率化
- (2) 違反建築物等の早期発見による違反是正の迅速化
- (3) 違反建築物等の未然防止など抑止効果

※有姿分譲地：主に市街化調整区域内で建築以外の資材置き場や家庭菜園などの土地利用を目的として、区画して分譲したもの。

(参考)

1 「違反建築物等の情報提供に関する協定」

- (1) 協定全文 別紙1
- (2) 協定締結日
平成16年10月6日
- (3) 締結期間
締結の日から1年間（ただし更新可）

2 市街化調整区域違反調査強化区域パトロールの概要

- (1) 調査方法
週1回「違反調査強化区域」をパトロールし、目視により造成や建築物の状況を調査する。
- (2) 調査期間
平成16年10月6日から平成17年3月31日まで
- (3) 違反調査強化区域一覧

	区名	住所	面積	区画数
1	保土ヶ谷区	新井町	13,800 m ²	86
2		上菅田町	3,600 m ²	26
3	旭区	川井宿町	1,900 m ²	9
4		市沢町	4,500 m ²	23
5	緑区	北八朔町	4,600 m ²	31
6	青葉区	鴨志田町	1,900 m ²	12
7	都筑区	牛久保町	6,000 m ²	16
8	戸塚区	汲沢町	2,700 m ²	13
9		影取町	1,300 m ²	11
10	泉区	中田町	1,900 m ²	9
合計			42,200 m ²	236

3 特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンターの概要

所在地	中区尾上町4丁目47番地 大和横浜ビル4階 045(662)1337
会員数	40名 特別会員：横浜市建築事務所協会（会員数270名）
設立年月日	平成15年6月20日
設立目的	広く一般市民を対象として、「住民主体の住まいまちづくり」の普及推進を図り、もって良質な住まいと誰もが安心して暮らせる良好なコミュニティおよび住環境の実現に寄与する